

川崎市の土壌汚染対策について

(平成31年3月作成 令和3年1月一部修正)

川崎市環境局
環境対策部水質環境課

説明内容

- 1 土壤汚染とは
- 2 川崎市で適用される土壤汚染関係法令
- 3 土壤汚染対策法について
- 4 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例について

1 土壤汚染とは



土壤汚染：有害物質により土壤が汚染された状態

原因：有害物質の不適切な取り扱い
有害物質を含む液体の地下浸透

1 土壌汚染とは

特定有害物質等及び基準値

		<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準	<地下水等の摂取によるリスク> 土壌溶出量基準
特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	—	検液 1 L につき 0.002mg 以下
	四塩化炭素	—	検液 1 L につき 0.002mg 以下
	1,2-ジクロロエタン	—	検液 1 L につき 0.004mg 以下
	1,1-ジクロロエチレン	—	検液 1 L につき 0.1mg 以下
	1,2-ジクロロエチレン	—	検液 1 L につき 0.04mg 以下
	1,3-ジクロロプロペン	—	検液 1 L につき 0.002mg 以下
	ジクロロメタン	—	検液 1 L につき 0.02mg 以下
	テトラクロロエチレン	—	検液 1 L につき 0.01mg 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	—	検液 1 L につき 1mg 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	—	検液 1 L につき 0.006mg 以下
	トリクロロエチレン	—	検液 1 L につき 0.03mg 以下
	ベンゼン	—	検液 1 L につき 0.01mg 以下
	特定有害物質等 (土壌汚染対策法) 重金属等	カドミウム及びその化合物	土壌 1 kg につき 150mg 以下
六価クロム化合物		土壌 1 kg につき 250mg 以下	検液 1 L につき 0.05mg 以下
シアン化合物		土壌 1 kg につき 遊離シアン 50mg 以下	検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物		土壌 1 kg につき 15mg 以下	検液 1 L につき 0.0005mg 以下
うちアルキル水銀			検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物		土壌 1 kg につき 150mg 以下	検液 1 L につき 0.01mg 以下
鉛及びその化合物		土壌 1 kg につき 150mg 以下	検液 1 L につき 0.01mg 以下
砒素及びその化合物		土壌 1 kg につき 150mg 以下	検液 1 L につき 0.01mg 以下
ふっ素及びその化合物	土壌 1 kg につき 4000mg 以下	検液 1 L につき 0.8mg 以下	
ほう素及びその化合物	土壌 1 kg につき 4000mg 以下	検液 1 L につき 1mg 以下	
有害物質等 (第3種特定)	シマジン	—	検液 1 L につき 0.003mg 以下
	チウラム	—	検液 1 L につき 0.006mg 以下
	チオベンカルブ	—	検液 1 L につき 0.02mg 以下
	PCB	—	検液中に検出されないこと
	有機りん化合物	—	検液中に検出されないこと
	ダイオキシン類	土壌 1 g につき 1000pg-TEQ 以下	—

・第一種特定有害物質
(揮発性有機化合物)

・特徴

地下浸透しやすく、
深部まで汚染が広がり
やすい

・第二種特定有害物質
(重金属等)

・特徴

汚染は局所的で、
深部まで拡散しにくい

・第三種特定有害物質
(農薬等)

・ダイオキシン類

条例のみ(小型焼却炉)

説明内容

- 1 土壌汚染とは
- 2 川崎市で適用される土壌汚染関係法令
- 3 土壌汚染対策法について
- 4 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例について

2 川崎市で適用される土壌汚染関係法令

- 1 土壌汚染対策法(平成15年2月施行)
主に人の健康の保護を目的としている
- 2 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成12年12月施行)
市民の健康を保護するとともに、市民の安全な生活環境を確保することを目的としている

これまでの土壌汚染対策に関する経緯

○土壌汚染対策法	○市条例	
平成15年2月 施行	平成 5年 7月	要綱の策定
平成22年4月 一部改正施行	平成12年12月	条例の施行(要綱は廃止)
平成29年5月 一部改正公布	平成16年 6月	一部改正施行
平成30年4月 一部改正施行(第一段階)		
平成31年4月 一部改正施行(第二段階)	平成23年3、10月	一部改正施行

説明内容

- 1 土壌汚染とは
- 2 川崎市で適用される土壌汚染関係法令
- 3 土壌汚染対策法について
- 4 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例について

3 土壤汚染対策法について

土壤汚染対策法に基づく土壤調査の契機

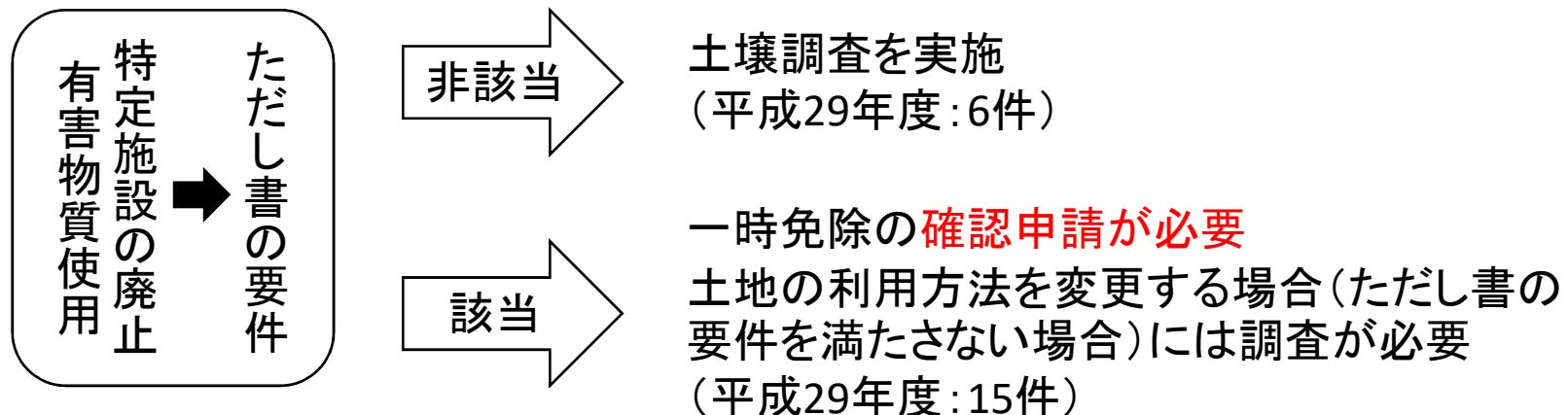
1. 有害物質使用特定施設の廃止時（法第3条関係）
2. 一定規模以上（3,000m²）以上の土地の形質の変更の際に土壤汚染のおそれがあると認められるとき（法第4条関係）
3. 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあるとき（法第5条関係）
4. 自主調査（法第14条関係）

3 土壤汚染対策法について

1. 有害物質使用特定施設の廃止時(法第3条関係)

水質汚濁防止法及び下水道法に規定する**特定施設**(特定有害物質を使用しているものに限る。)を**廃止する場合**(法第3条第1項)

ただし、引き続き事業場の敷地として利用する場合、**土壤調査の一時免除**を受けることができる(法第3条第1項ただし書)



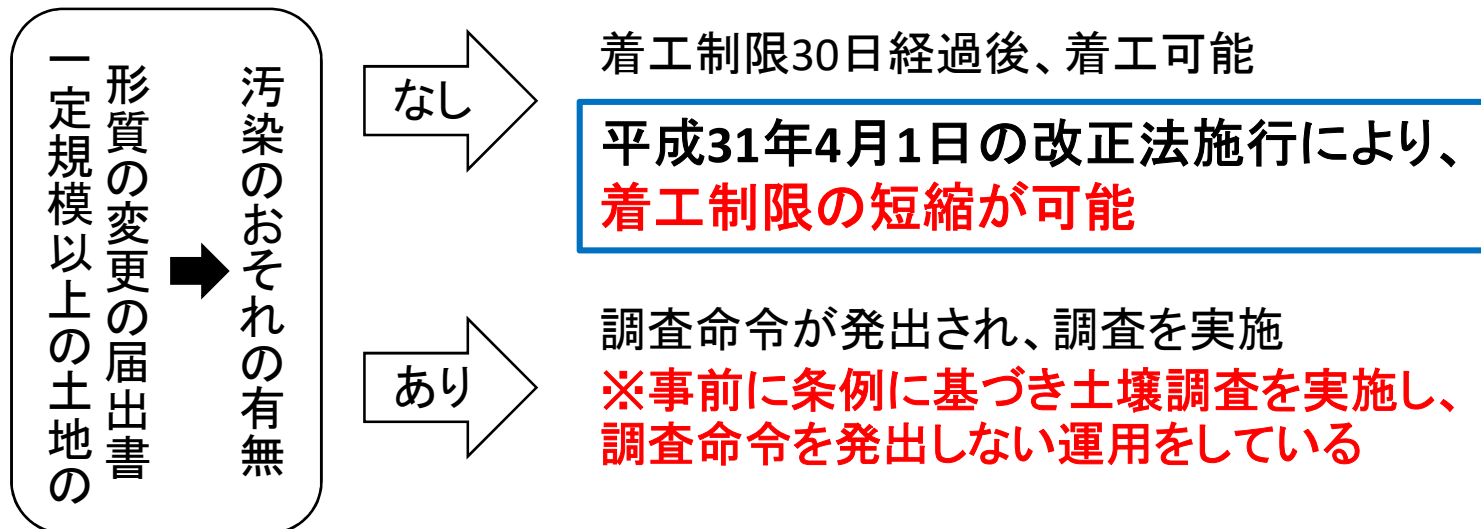
平成31年4月1日の改正法施行により土壤調査の一時免除を受けている土地でも、**900m²以上の土地の形質の変更をする場合は、届出及び土壤調査が必要**

3 土壌汚染対策法について

2. 一定規模以上(3,000m²)以上の土地の形質の変更時 (法第4条関係)

3,000m²以上の土地の形質の変更(工事)を行う際は、**汚染のおそれの有無にかかわらず届出が必要**(法第4条第1項)

届出があった土地について、市長が**汚染のおそれがある**と認めるときは、**土壌調査の命令を発出する**(法第4条第3項)

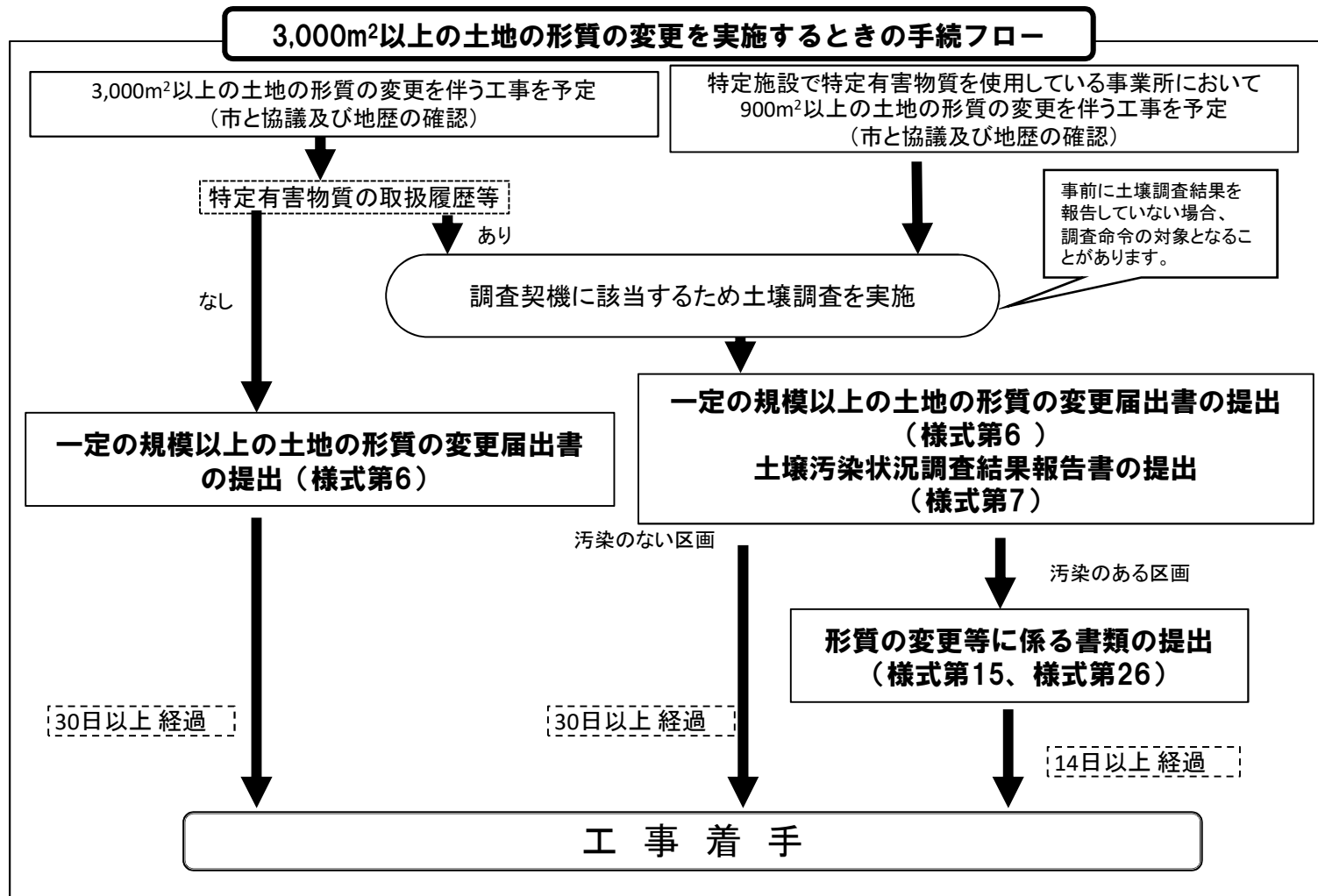


平成31年4月1日の改正法施行により、**有害物質使用特定施設が設置されている操業中の事業場**は届出の要件が**900m²**となる

3 土壌汚染対策法について

3,000m²以上の土地の形質の変更について

3,000m²以上の土地の形質の変更を伴う工事では、形質変更の**30日前までに過去の特定有害物質の取り扱いの有無にかかわらず**届出が必要です。(土対法第4条第1項)
(ただし、特定施設で特定有害物質を使用している操業中の事業所にあつては900m²となります。)



3 土壌汚染対策法について

3. 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあるとき (法第5条関係)

市長が健康被害のおそれがあると認めるときは、土壌調査の命令を発出する
(法第5条第1項)

4. 自主調査(法第14条関係)

法第3条、法第4条、法第5条の規定を受けない土地において土壌調査をした結果、汚染が確認された場合、自主申請をして法の区域として指定を受けることができる
(法第14条第1項)

○自主申請のメリット

法第4条に係る手続きの際に自主申請をすることにより、工事までのスケジュール管理が容易になる

○注意点

法に基づく調査・届出は**土地所有者**が行う必要がある

土地所有者以外が行う場合は、**同意書を添付**する必要がある(法第4条、法第14条)

調査の実務は環境大臣の指定を受けた**指定調査機関**が行う

3 土壌汚染対策法について

区域の指定について

汚染が確認された土地については健康被害のおそれの有無に応じて、**要措置区域**又は**形質変更時要届出区域**に指定する

含有量(直接摂取リスク)	人(事業場の関係者を除く)が立ち入ることができる土地かどうか
溶出量(地下水摂取リスク)	周辺の土地において地下水の飲用利用等があるかどうか

1. 要措置区域(平成31年3月12日現在 1件)

有害物質の摂取経路が**あり**、健康被害が生ずるおそれがあるため、**汚染の除去等の措置が必要な区域**

○市長が汚染の除去等の措置を指示する(法第7条)

○土地の形質の変更は**原則として禁止**(法第9条)

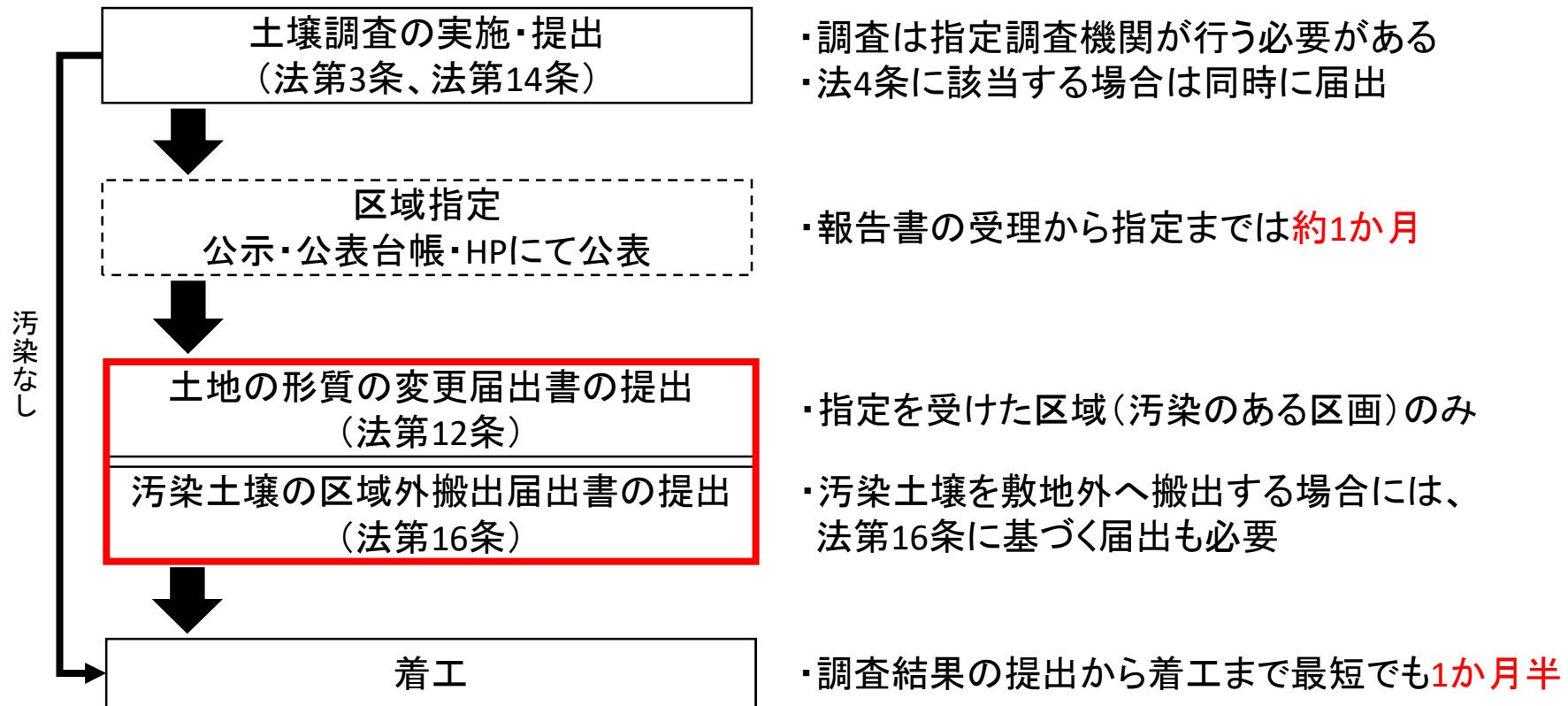
2. 形質変更時要届出区域(平成31年3月12日現在 51件)

有害物質の摂取経路が**なく**、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域

○土地の形質の変更時には、**事前に施工計画の届出が必要**(法第12条)

3 土壌汚染対策法について

土壌調査から工事着手までの流れ



※上記で示したのは形質変更時要届出区域の場合
要措置区域に指定された場合はさらに時間がかかる

3 土壌汚染対策法について

指定区域における土地の形質の変更について

形質変更時要届出区域に指定された土地においては、土地の形質の変更を行う場合に事前の届出が必要

土地の形質の変更届出書
(法第12条関係)

- ・受理から**14日間**の着工制限
- ・届出者は土地の形質の変更をしようとする者
(土地所有者、発注者)
- ・施工方法等の基準を満たしているか審査を行う
(汚染土壌又は特定有害物質の飛散、流出等を防止するための施工方法、モニタリング等)

平成31年4月1日の改正法施行により、**施工方法の基準は緩和される**

汚染土壌の区域外搬出届出書
(法第16条関係)

- ・受理から**14日間**の搬出制限
- ・届出者は区域外へ搬出しようとする者
(土地所有者、発注者、受注者)
- ・建設残土ではなく**汚染土壌**として処理が必要
- ・汚染土壌処理業者との**契約書**の添付が必要

説明内容

- 1 土壌汚染とは
- 2 川崎市で適用される土壌汚染関係法令
- 3 土壌汚染対策法について
- 4 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例について

4 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

市条例に基づく土壌調査

調査対象地

過去の土地の利用状況等(未利用地～現在)からみて、特定有害物質等を製造、使用、保管、処理等を行っていた事業者の事業所敷地又はその跡地

(面積要件なし)

調査の契機

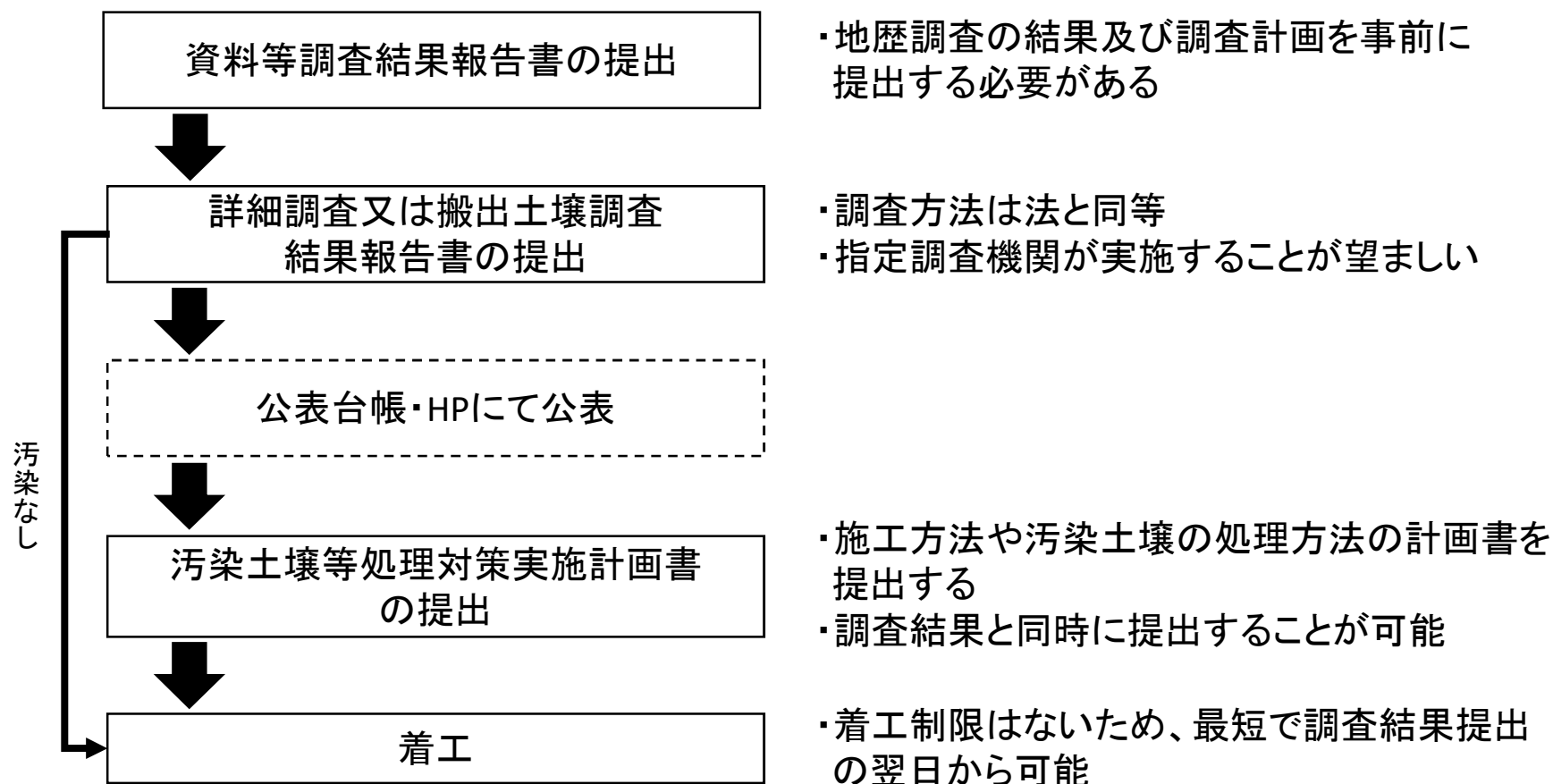
詳細調査	事業場の移転、廃止、再開発(法第4条に該当する3,000m ² 以上の改変含む)又は土地所有者の変更の機会
搬出土壌調査	構内工事等により敷地外へ残土を搬出する機会

調査の位置づけ

詳細調査	特定有害物質の使用をやめる際に、 土地の汚染状況について評価を行う (例)土地の売買
搬出土壌調査	残土を搬出する際に搬出先の 二次汚染を防止 する (例)設備更新工事に伴う残土搬出

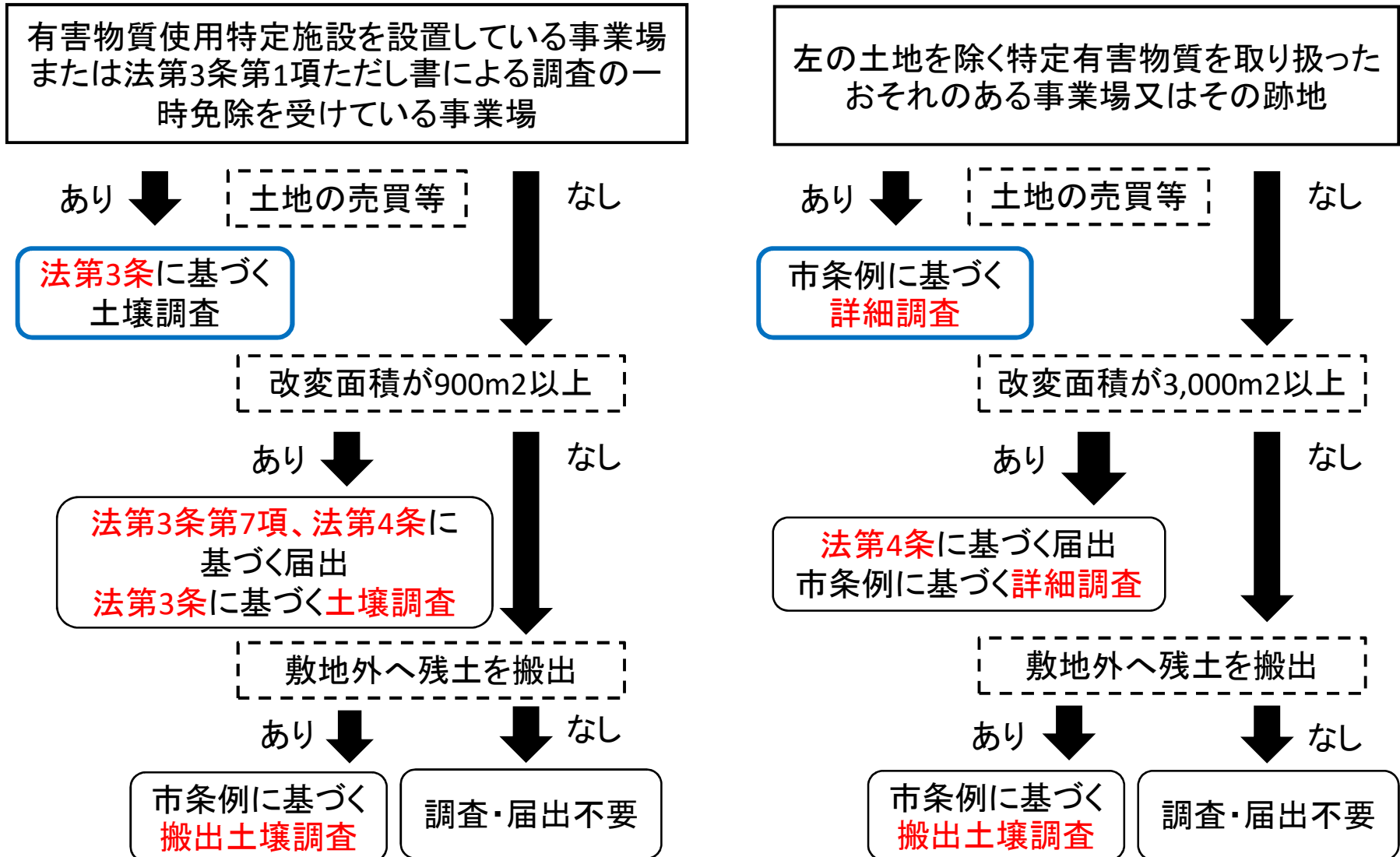
4 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

土壌調査から工事着手までの流れ



4 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

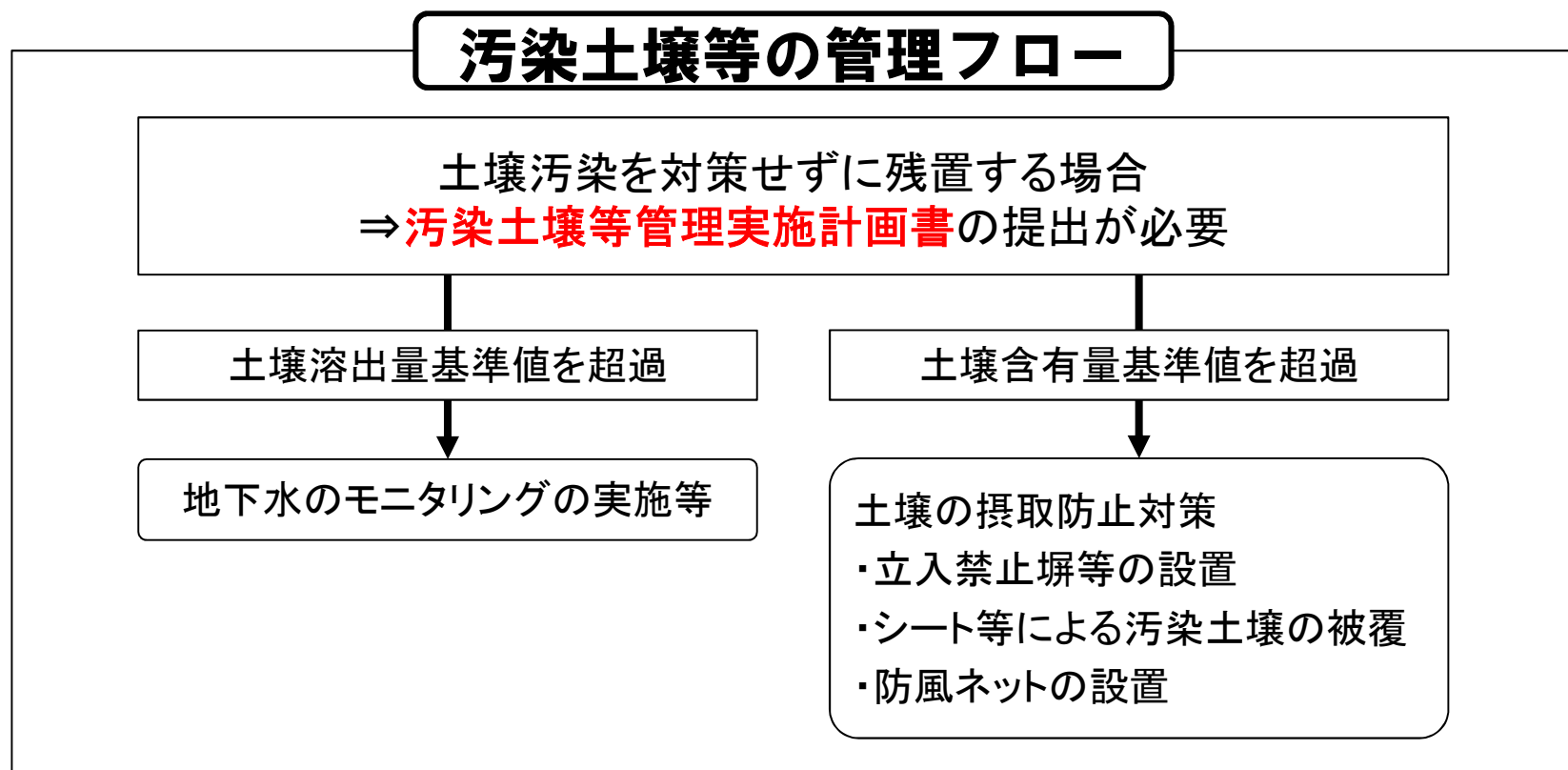
土壌汚染対策法と市条例の適用の違い



4 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

管理の規定について

速やかに汚染土壌等の処理対策に着手することが困難な場合又は
土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域については、**汚染土壌の拡散等を防止**
するために必要な管理等を実施する必要がある



土壌汚染対策は、それぞれの事案で対応が異なります。

なにが どうすることが 法・条例において適切な対応となるのか十分に検討する時間が必要です。

すみやかなご相談をお願いします。



川崎市環境局 環境対策部
水質環境課 土壌担当